

平成22年第1回砂川市議会定例会

平成22年3月10日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告  
日程第 1 一般質問  
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

土 田 政 己 君  
小 黒 弘 君

○出席議員（13名）

議 長 北 谷 文 夫 君  
議 員 矢 野 裕 司 君  
飯 澤 明 彦 君  
吉 浦 やす子 君  
尾 崎 静 夫 君  
辻 勲 君  
沢 田 広 志 君

副議長 東 英 男 君  
議 員 武 田 圭 介 君  
中 江 清 美 君  
一ノ瀬 弘 昭 君  
土 田 政 己 君  
小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊

総務部長	善岡雅文
兼會計管理	
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局長審議監	佐藤進
市立病院事務局長技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善岡雅文
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) おはようございます。私は、今回の一般質問で農業問題と少子化対策、地域子育て支援対策について一般質問させていただきます。

まず初めに、砂川市の基幹産業である農業振興対策について質問をいたします。昨年の衆議院選挙で自公政権が崩壊し、過去40年にわたって農村を疲弊させてきた自民党農政に終止符を打ち、民主党中心の新政権はこれまでの生産調整政策の大転換を打ち出し、つくらない農政からつくる農政へとかじを切り、食料自給率の向上へつなげようとしていますが、新政権の農政への期待とともに不安も広がっておりますので、次の点についてお伺いをしたいと思います。

1つは、農業者戸別所得補償制度についてであります。この制度は、新政権が農林水産分野での成長産業化を図る農業政策の中心政策とされております。きのうの市長の市政方針演説でも述べられましたように2010年度は調査モデル事業制度設計を行うとして戸別所得補償モデル対策を実施し、水田利活用自給率向上事業と米戸別所得補償モデル事業をセットで講じられております。その具体的な内容と、市内の農業と農家経営に及ぼす影響についてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、農業、農村の6次産業化についてであります。新政権では、農林水産分野の成長産業化のもう一つの大きな柱として6次産業化政策を打ち出し、積極的に取り組むため6次産業化法案を今国会に提出されますので、その内容と砂川市として地域農業の振興と雇用の拡大のために積極的にいち早く取り組む体制づくりが必要と思われませんが、その考え方についてお伺いをしたいと思います。

大きな2つ目に、少子化対策と地域の子育て支援対策について質問をいたします。新政権は、子供を大切に作る社会をつくりたいとして少子化対策をまとめ、子ども・子育てビ

ジョンを1月29日閣議決定をし、2014年度までの施策に関する数値目標を掲げ、地域の子育ての、子育て力の向上を図るとしてはありますが、この子ども・子育てビジョンの内容と具体的な目標についてまず伺います。

2点目には、砂川市では昨日もご質問がありましたように後期砂川市次世代育成支援地域行動計画が作成され、新年度から新たなスタートをするようではありますが、政府の子ども・子育てビジョンとの整合性をどう図ろうとしているのかお伺いし、第1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 大きな1番、農業振興対策についてご答弁を申し上げます。

（1）、農業者戸別所得補償制度の具体的な内容でございますが、最初にカロリーベースでの我が国の食料自給率は現在41%で、主要先進国の中では最低の水準で、近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向が続いております。この現状から食料自給率の向上は我が国の主要な課題として、平成22年春に策定される食料・農業・農村計画において10年後には食料自給率を50%とするための各種農畜産物の生産性向上対策が検討されております。その中において平成22年度は、過去40年にわたって続けられた米の生産調整による米以外の作物の生産をさらに増大させる制度設計として水田利活用自給率向上事業と、一方すべての水田作付農業者を対象に水田農業の経営を安定させて自給率を向上させるために直接所得補てんを行うとともに、米価下落に対する有効な制度設計として米戸別所得補償モデル対策事業をセットとして行うこととしたものでございます。制度の具体的な内容ですが、1つ目の水田利活用自給率向上事業では、水田で米以外の作物を作付した場合、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定を行い、わかりやすい仕組みとしております。交付額は、国内自給率の低い麦、大豆及び飼料作物は10アール当たり3万5,000円、ソバ、菜種、加工用米は10アール当たり2万円、その他野菜類は10アール当たり1万円となっており、新たに新規需要米となる米粉用米、飼料用米などは10アール当たり8万円となっております。交付対象者は、これまで米の需給調整に参加してこなかった農家の参加をしやすいよう、米の生産数量目標の達成にかかわらず助成対象としたことが従前の制度との大きな改正点であります。なお、現行の転作作物の交付単価に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、平成22年度に限り激変緩和措置が講じられております。

2つ目の米戸別所得補償モデル対策事業では、米の生産数量目標に従って生産する販売農家、集落営農に対して主食用米の作付面積10アール当たり1万5,000円が定額交付され、交付単価は全国一律であります。交付対象者は、米の生産数量目標の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家、集落営農のうち水稻共済加入者、または平成21年度の出荷、販売の実績のある方が対象であります。なお、定額部分の10アール当たり1万5,

000円のほかに、もしも平成22年度の米の販売価格が過去3年の販売価格を下回った場合には、その差額をもとに算定して交付する変動交付金もこの制度設計に組み入れられております。

次に、市内の農業と農家経営に及ぼす影響についてでございますが、1つ目の水田利用自給率向上事業のメリットでは、米の需給調整に全面的に参加しなくても米以外の作物の生産を行えば交付対象とすることから、これまで米の需給調整に参加されない農業者も転作を段階的に拡大していくことが期待され、米の需給調整の引き締め効果の発揮が期待されるところであります。一方、デメリットとしては、当市の転作物で作付面積の多いソバや施設栽培のトマト、キュウリなどのその他野菜類の助成額が大幅に減少することが見込まれ、助成額の減額分が農家所得の減少に結びつくものと懸念しているところであります。

2つ目の米戸別所得補償モデル対策事業では、全国一律単価で交付金が交付されることから、コスト削減など効率的な経営を行えば水田作付農業者の所得が増加する仕組みで、その分メリットが大きくなる制度設計となっております。また、米の生産数量目標に従って生産した農業者を対象に所得補償することがポイントになり、強力なメリットとなることから、これまで米の需給調整を行わない農業者にも新たに生産数量目標に即した生産への参加が見込まれるところであります。当該事業に該当する当市の主食用米の生産予定農家戸数は109戸で、米の生産面積502ヘクタールから自家用飯米分の面積を差し引き、10アール当たり1万5,000円の交付単価で計算しますと、市内の水田作付農業者には米の作付面積に応じて、合計7,374万円ほどが直接個々に振り込まれますので、水田作付農業者の所得増加につながり、市内の農業と農業経営に及ぼす影響は大きいと判断しております。

次に、(2)、農業、農村の6次産業化についてご答弁申し上げます。今国会に提出される法案は、農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律となる見込みであり、通称6次産業化促進法案と言われており、この6次産業は1次産業の農林漁業者が生産する農林水産物及び副産物を2次産業で食品加工、製造を行い、3次産業の流通、販売によって今までの2次、3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもので、1次産業の1と2次産業の2と3次産業の3を足し算すると6になる経営の多角化を6次産業と総称しております。この法案では、国が定める基本方針に基づき、農林漁業者や民間事業者等が事業計画を策定し、農林水産大臣及び事業所管大臣の認定を受けると、法律上の特例措置や補助事業の優先採択による助成措置が受けられることとなります。具体的な制度の内容でございますが、事業計画には農林漁業者等が作成する総合化事業計画と、民間事業者等が作成する研究開発等事業計画がございます。総合化事業計画における法律上の特例措置は、農業改良資金助成法の特例として農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者が拡大され、償還期間10年を

12年に、据置期間3年を5年に延長されること、野菜生産出荷安定法の特例では野菜の生産出荷量が契約取引より減収した場合、経費負担分を交付金対象とする産地が拡大されたこと、農地法、酪肉振興法の特例では直売施設等を建築する際の農地転用等の手続の簡素化、食品流通構造改善促進法の特例では民間金融機関から食品の加工、販売に関する資金を借り入れる場合、財団法人食品流通構造改善促進機構が債務保証する対象資金に追加されております。

次に、研究開発等事業計画における法律上の特例措置は、種苗法の特例として新品種の品種登録に要する出願料を4分の1に減免、食品流通構造改善促進法の特例では民間金融機関から食品の加工、販売に関する研究開発等に必要な資金を借り入れる場合、財団法人食品流通構造改善促進機構が債務保証する対象資金に追加されており、農地法の特例では研究開発等に必要施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化するなどの措置がされることとなっており、これら事業計画の作成、補助申請などの相談窓口は北海道農政事務所となっております。

次に、農業、農村の6次産業化における砂川市の取り組む体制づくりでございますが、当該法案による支援や助成措置を受けるには農業者がみずから事業計画を作成し、窓口の北海道農政事務所に相談、申請することになりますが、実態としては事業計画補助申請等の取り組み手続に関する地元の支援体制が必要と認識しております。現在農業関係団体で構成している当市の担い手育成総合支援協議会が組織機能を活用し、構成団体ごとに役割分担して技術指導やソフト面、ハード面の助言、指導などの側面的な支援を行いながら、農業者が行う新たな付加価値を生み出す事業活動を推進し、当市の1次、2次、3次の関連産業の総合化を図り、新たな食品産業の創出によって農業者や民間事業者の所得確保を通じて雇用の拡大につながり、地域経済に活性化をもたらすと考えており、当該法案成立後事業推進には詳細な情報収集を行いながら、生産者団体と連携した対応を行ってまいりたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から大きな2の少子化対策と地域の子育て支援対策についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）、子ども・子育てビジョンの内容と具体的な目標についてであります。子ども・子育てビジョンは総選挙後の新政権において平成22年度からの子ども手当の導入や高校教育の実質無償化などの施策の実施に向けて保育サービスなどを含めた今後5年間の子育て支援策や数値目標をまとめた総合的なビジョンを策定したものであり、従前に策定していた少子化社会対策大綱や子ども・子育て応援プランにかわるものとして、少子化社会対策基本法の規定に基づき、施策の大綱と、その実施計画が一体となり、今回策定されたものであります。この総合的なビジョンでは、子供と子育てを応援する社会の実現に向け、社会全体で子育てを支える、希望がかなえられるを基本的な考え方とし、1、生

命、命と育ちを大切に、2、困っている声にこたえる、3、生活、暮らしを支えるの3つを基本姿勢としております。また、これら基本姿勢を踏まえ、目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策に取り組むこととしております。今後の取り組みに向けた推進方策では、平成22年度から平成26年度までの今後5年間の施策内容と保育や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスについて潜在的需要を踏まえた数値目標を設定しております。具体的な数値目標としては、認可保育所等の入所児童を215万人から241万人に、学童保育所については放課後児童クラブを81万人から111万人に、地域子育て支援拠点を7,100カ所から1万カ所に、一時預かり事業を延べ348万人から3,952万人にそれぞれふやすことなどを目標とし、必要な費用については次世代の負担とすることなく、毎年の予算編成において厳しい財政状況を踏まえつつ検討し、限られた財源の中で効果的かつ効率的に必要な社会的基盤の整備を図ることとしております。

次に、(2)の砂川市の後期砂川市次世代育成支援地域行動計画と子ども・子育てビジョンの整合性についてのご質問であります。砂川市次世代育成支援地域行動計画は、次世代育成支援対策推進法及び行動計画策定指針に即し、5年を1期として地域における子育ての支援、乳幼児などの健康保持及び増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備など次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することとなっていることから、保護者に対するニーズ調査の実施や保健、医療、福祉関係者などによる地域協議会を開催し、平成22年度から平成26年度までの後期行動計画を策定しているところであります。今回新政権が1月29日に閣議決定した子ども・子育てビジョンは、市町村における保育サービス等の将来の目標事業量などを把握し、施策内容と数値目標を反映させるとともに、今後の取り組みに向けた推進方策では地域の実情に応じ、各地方公共団体が定める次世代育成支援地域行動計画等に基づき、支援の展開を図ることとされております。このことから本市におきましても地域の実情、要望を十分に把握し、国が進める子育て支援対策を踏まえ、子ども・子育てビジョンとの整合を図り、必要な事業の実施について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、農業振興対策についてでありますけれども、制度の内容については詳しい説明をいただきました。先ほども答弁にもありましたように新政権の農政改革に対する期待される点といいますと、1つは戦後初めて戸別所得補償制度は確立されたということです。ことしは米だけですけれども、来年度以降は畑作、畜産、酪農などの分野にも拡大したいという方向が言われているので、これは大きく期待される点であります。同時に、ご答弁もありましたようにこれまで40年以上にわたって生産調整という名によって強制的な減反政策を行ってきたのですけれども、それで生産調整達成者のみに助成金を出して、減反しない農家は非協力者というレッテルを張って差別をしてきたのですが、今度はこの生産調

整は農家自身の選択制になり、いわゆるつくらせる農政からつくる農政へと転換したという点では大きく改善された点だと私も思っております。それから、もう一つは、大きな点は、これまで生産コストの削減という名目で大規模の拡大、大規模化一辺倒の農政が行われてきました。そして、耕作面積とか年間の農家収入などでいわゆる認定農家とか大規模農家を優遇したという政策があったのですが、この農家を差別し、大規模農家だけに優遇措置をとってきた政策が今度の新政権によって意欲のあるすべての農家、生産者に平等に政策の恩恵が行き渡るように改善されたという点では大きく改善された点だというふうに思っています、我々も期待するところなのです。

同時に、不安な点も数多くありますので、これからちょっとお伺いしたいと思うのですが、水田利活用需給向上対策事業では、先ほども答弁ありましたようにシンプルでわかりやすい助成体系をつくるということで全国一律にしたために、いわゆるこれまでの転作助成金が大幅に激減するという問題が生じて、平成22年度は激変緩和措置をとると先ほども話しました。ところが、激変緩和措置について先ほど全くお話がなかったのですけれども、1つはことし1年限りではないかと言われているのですけれども、これはそうなのかどうかです。そうすると、来年度以降どうなるのだと、農家の皆さんの多くがそうして言われます。それから、この激変緩和措置の内容が本当にこれまでの転作助成金の差額が無条件に補てんされるのかどうかと。先ほどもお話ありましたように砂川のようにソバが多く転作されたり、あるいは野菜がつけられているところでは大幅に減るのでないかという心配があって、農家には大きな打撃になるのではないかとされているのですけれども、特に今度の政策見ますと、麦、大豆、飼料米などのようなカロリーの高い作物については交付単価を高くすると、それから砂川に多いように野菜とか花とか果樹などは幾ら増産してもカロリーベースで食料自給率が上がらないからという理由で、このカロリーベースの自給率向上に寄与しないという理由で交付金が削られているのではないかという懸念もあって、もしそうだとすれば砂川が大きな打撃を受けることになりますので、この激変緩和措置の内容についてお伺いしたいというのがひとつです。それから、米の戸別所得補償モデル方式では、10アール当たり1万5,000円皆さんに支給されることは大変いいことなのですが、けれども同時にこの定額部分と変動部分も先ほど言われてまして、ありますけれども、米卸業者がそのことを理由に米の買いたたきを招き、想定外の米価の下落を招くのではないかというふうにも言われております。それからまた、過剰米対策は今回全くとられていないので、米が余った場合すごく米価が下がってしまって、農家の人は1万5,000円もあっても、それも全然合わないのではないかという、そういう心配もあります。それから、もう一つ心配なのは、この戸別補償は10年度からであって、去年生産されたお米、9年産のお米には適用されないということで、9年産のお米はご承知のとおりことしの10月まで販売するわけですから、これからの販売が主なのです。ところが、今物すごく下落を、値段が下落をしていたり、それから米が売れないという状況

もありまして、農協さんあたりも非常に苦慮をしているというところがあるのですけれども、そうすると去年生産されたお米の我々農家には大変大きな打撃を受けるのではないかと、この1万5,000円の制度がされたことによって、いうふうにも言われています。したがって、本当に今の農家の皆さんの、米農家の所得を確保していくのであれば、この所得補償方式とともに、やっぱり最低価格の下支えのある価格保証政策がきちっとされなければ、農家を守ることはできないのだというふうに私は考えますけれども、このあたりはどのようにお考えなのかお伺いしたい。

同時に、今農家の皆さんが最大の不安に思っているのは、平成22年度の国の農林予算の大幅な削減です。総額では2兆4,517億円で、前年度より1,088億円、前年度比で95.8%も減って、1976年以来34年前の低水準になってしまっています、農業予算全体が。北海道の農林水産予算も前年度比27%減と新聞報道されておりますように1,662億円で3割近く減ってしまったと。砂川市の農業予算見るとどうかということ3,100万ぐらいしかありませんから、去年から見たら67%ぐらい減っているのと、それから総予算に占める割合は0.3%ぐらいしかないので、百何億の予算の中で。ですから、そういう点で見ると、この行政刷新会議の事業仕分け廃止等の中で縮減された農林関係予算が一番多いというふうになっていて、無駄な予算を削るのは、これは当たり前なのですけれども、本当に食料自給率向上と農業振興にとっても大切な予算が削られては農業は成り立つのかという心配もあって、とりわけ土地改良にかかわる予算は大幅に削減をされました。そんな点では、戸別補償で言われた1万5,000円補償されても、全体でそういうふうに予算が削減されれば、農家全体では減収になるのではないかと、1万5,000円いただいてもいろんな面で削減されておりますから。例えば農業共済事業でもそうですよね。掛金が削減されたら、我々の掛金を上げるか、補償を少なくするか、どっちかしかないのです。中空知共済組合では、補償のほうを少なくするとすれば、もし災害あった場合にもらう補償は少なくなるということになります。それから、農地・水・環境保全対策事業でも事務費40%、その他12%の削減がされましたけれども、ことしは共同活動支援金とか営農活動支援金で充当するけれども、来年以降はないわけです。そうすると、今まで皆さんに当たったお金も、交付金も少なくなって、農家の収入は少なくなるということになりますので、結局は農家負担がふえて、農家所得全体、所得補償も水の泡になるのではないかと心配がありますが、そのあたりはどのようにお考えなのかお伺いしたいと。

最後に、農業問題はやはり農産物の輸入自由化路線なのです。このままではやっぱり日本の農業や北海道の農業が崩壊すると、日米FTAや日豪の問題がありますけれども、やはり日本の、それからミニマムアクセス米の輸入も容認されるし、WTO交渉も民主党政権も容認するということになれば、世界的に大変な中で日本の食料主権をしっかり守られる政策がない限りどんどん安い農産物が入ってきて、日本の農業が崩壊し、自給率は向上

しないのではないかと、そういう心配も農家の方は一番あるわけなので、そういう意味ではぜひよい面は大いに推進していただきたい、いただきたいと思っておりますけれども、不安な面については農家の声を酌み取って、ぜひ新政権、国に対しても強く要望していただきたいと考えますが、その辺のお考えについて伺います。

それから、農業問題の2つ目の大きな点では第6次産業について、先ほど6次産業化についてお話がありました。1次、2次、3次足して6次だというお話ですけれども、それはともかくとして本当にお話ありましたように農産物の生産から加工、流通まで的一体的にとらえて、雇用の確保と所得の向上に努めていくと。特に赤松農林大臣は農村に活力、若者と笑顔をこれをもって取り戻すのだということを言っておりますけれども、具体的には先ほどお話ありましたように直売所では農産物の加工、生産一体的に推進するのですが、農業生産者あるいは農業生産団体が中心に取り組むのですけれども、やはり行政としてやるべきことが幾つかこの法案の中にもあるのです。それで、私もやはりいち早く砂川としても取り組む準備を進めていく必要があって、全国どこでも取り組むと思うのです。ですから、いろんな先ほど言われたお金も配分あれば、すべてのところに当たるかどうかというのは、予算にも限度がありますから、したがってやっぱり早く取り組んだところが新たな活用にすることができるのではないかと。特に農商工の連携も大事ですけれども、同時に農村にあるさまざまな未利用資源の有効活用、再生産エネルギーの活用推進、いわゆるバイオマスとか太陽光とか風力、水力の開発あるいは地球に優しいエネルギー生産で農産物の生産を行い、農産物に付加価値をつけるという点もあります。したがって、行政としては農家が主体的に取り組めるように、あるいはそれを促進するための支援を行うとして、1つは人材の育成と確保、それから空き店舗などを活用した農産物の直売所や加工所の設置などについて関係者に具体的な支援対策をとると。さらには、食や農の現状の魅力を発信する活動を情報収集含めて、先ほどお話もありましたけれども、体制をしっかりとっていくということが言われておりますので、先ほどの話では法案ができたなら農業関係者と連携するというふうにありますけれども、ぜひ農業関係、農業者あるいは農業関係者ばかりにならず、地域の経済の活性化、雇用の確保にも、拡大にも結びつくので、行政としても積極的に、農業団体任せでなくて、やっていただきたいと思っておりますが、その辺についても一度ご答弁いただきたいと思っております。

大きな2点目には少子化対策、子育て支援についてであります。これについても、詳しい答弁をいただきました。政府はこの子供子育て政策策定に向けて国民からの意識調査を行ったりしておりますし、それから先ほどお話ありましたようにこれまでも少子化対策についていろいろ国も平成7年からエンゼルプランとか新エンゼルプランとか少子化対策とか、いろいろな法律をつくって進めてきたのですけれども、残念ながら子供の出生率が低下をしているというのが現状です。ところが、資料を見ますと、平成17年度に比べて、平成17年度は全国で合計の出生率については全国1.26と最低に下がったと、平成1

7年に。北海道も1.15というふうに全国よりも大きく下がっていたのですが、当時砂川は1.42でした。ところが、平成19年度は全国的には1.34、全道的にも1.19と上がっているのですが、砂川市は平成19年は1.35と、ずっと砂川市の場合は上がらないで、下がり続けているのです。全国的や全道的には回復傾向にあるのだけれども、砂川市の場合は回復傾向になっていないというのがあって、そこが私は非常に大事な部分で、少子化対策、それから子育て対策というのですけれども、やっぱりよく分析する必要あるのではないかとこのように思っております。国のビジョンに当たって、保育所、幼稚園などのことについては世論調査をつくって、やっぱりどの新聞の世論調査見ても、全国的にもやっぱり保育所の整備が第一に挙げられています。第2には、子育てしやすい職場づくりというのがどのアンケート見ても高いです。それで、この砂川市の次世代の計画をつくる上でもアンケート調査もとられたようでありましてけれども、ここでも仕事と子育てを両立する支援の職場環境の改善が5年前のアンケートでの調査では13.9%だったのに、43.9%と30%以上も上がっているのです、この5年間の要望の中に。そして、その次に大きい要望事項では、学校で学童保育ができるようにしてほしい、あるいは保育、学童保育の利用料が高いという意見が砂川市内でも多く寄せられております。したがって、国もアンケート調査も行いながらどうするかという点を考えておりますが、砂川市でもせっかくこのアンケート調査をしたわけですから、こうした意見を十分生かした施策を講じてほしいなというふうに思っているのです。昨日も一般質問ありましたけれども、今答弁ありましたように国はそういう要望受けて、一時預かりしている人数を先ほど答弁ありましたように348万から3,952万に10倍以上にふやすと、延べ人数で、今度の政策で、ビジョンで出されているのです。それから、先ほどご答弁にはなかったのだけれども、商店街の空き店舗の活用による子育て支援を49カ所から100カ所以上に全国的にもふやすということで、これに対しても適切な支援対策を行うということも打ち出されております。そして、答弁ありましたようにそれぞれの地域の皆さんの行政へのニーズや要望にこたえて、そして積極的な支援対策行っていくというふうに述べられておりますので、私は22年から実施される次世代の計画は大変結構なのだけれども、数値目標見れば、5年前のこととほとんど砂川市は何もほとんど変わっていないのです。ただ、国のほうはそういうふうにして思い切って力を注ぐところを明らかにして、お子さんを持っている方々の意見を取り入れて施策を組んでいるのですけれども、どうも砂川の場合はそれは取り入れられていないのではないかとこのようにも感じられますので、この国の子ども・子育てビジョンを受け、ぜひ積極的に見直しを行って、本当に砂川で安心して子育て、子供が育てられるような、本当の少子化対策に結びつくような対策をとっていただきたいというふうに考えますが、その点についてお伺いして、2回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 農業振興の関係で何点かご質問いただきました。

最初に、激変緩和措置の内容でございますけれども、地域におかれましては、麦、大豆などの戦略作物以外を選択している地域においては、今回交付金の単価が高いので、それなりに所得の目減りはないと思っておりますが、本市の場合はソバと、それから施設野菜のトマト、野菜などのその他野菜類が主なものでございますので、今回のこの制度変更によって助成額が大幅に減少するというところで受けとめておりますが、それに伴って今回その減収分を補うために激変緩和措置として国のほうでは約310億円の予算措置がされております。そのうちこの310億円のうち260億円が激変緩和調整枠ということの予算措置がされておまして、この260億円のうちさらに北海道が135億5,000万ということで、ほぼ半分ほど砂川市の、北海道の激変緩和調整措置ということで予算配分がされるということになってございます。そのような中で今回単に一律的な加算措置を講じて、すべての農業者に支援を行うということではなく、真に激変緩和が必要な者に対して措置が講じられるようにするというを第一にしているということで、今後この激変緩和措置の予算配分につきましては都道府県の地域協議会の裁量で加算が行われますが、今後国と都道府県の協議会との協議の中で設定されるということでございますけれども、本市としては前段で申したとおり転作作物の中で一番面積の多いソバだとか施設野菜の加算の率が低いということでございますので、今後現行の助成水準に調整されるように北海道農政部を通じまして、市町村協議会への裁量などに回していただけないかなどの要望を強く行ってまいりたいと考えてございます。

それから、22年度限りなのか23年度はどうなるのかということなのですが、今回のこの平成22年度はあくまでもモデル対策でございまして、初めて40年間米の生産調整でいわゆる米以外の作物をつくった方に対しての助成措置を行ってきたわけでございますが、今回の激変緩和でいろいろな米を作付した方にもやるというセットの事業でございまして、22年度だけの措置でございまして、ことしの22年度のモデル対策事業の中でいろいろな検証といいますか、いい面、悪い面、デメリット、メリットを協議しながら来年度本格実施に、23年度本格実施に向けて制度の設計を改めてやっていくということでございます。したがって、今回改めて砂川市の状況をかんがみますと、交付金額の低い作物を選定している現状を強く道や国に対して要望しながら、農家の所得の方の目減りがされないような形で取り組んでまいりたいということで考えてございます。

それから、過剰米の関係でございますけれども、通常過剰米の対策につきましては集荷円滑化対策というのがございまして、米の豊作過剰による農業経営の悪影響を防ぐという意味で、米価の下落を招いて農家経営に悪影響及ぼすということを阻止するために今農家の方がそれぞれ抛出をして、国のほうでも補てんしながら米の過剰米を防ぐために米の生産調整を行っていたわけでございますので、今回米の生産調整に参加されている方をたくさんご理解いただく中で米の過剰米を防ぐ対策を講じてございますので、ただいまご質問いただいたような米の下落を招いて農業経営への悪影響を及ぼすようなことが今回のこの

対策で防ぐことができるのではないかとということで国のほうでは見てございますので、今後ことしの米の生産調整が農家個々の方のご理解をいただきながら、それぞれ個別に所得をして、通常の農業所得が安定するような形の対策を講じるわけでございますので、その対策の1年目のモデル事業を実施するということでございますので、今後この22年度はとりあえず集荷円滑化対策は実施されないということでございますけれども、同じく生産者の抛出も行われたいということでございますので、今後この過剰米の対策については国のほうでは戸別所得補償制度を生産調整の中で取り組んでいくということでございますので、影響はないということ考えているところでございます。

それから、あと全体の国の農林予算の予算削減でございますけれども、今回戸別所得補償ではモデル対策として約5,618億円の予算措置を講じておりまして、その分土地改良事業予算が削られたということも背景にはございますけれども、通常個々の農家の方に今所得補償することによって農家全体の所得のレベルが上がると、所得が上がるとということでございますので、この辺は新しい制度の中で運用が図られるということととらえております。

それから、先ほど申し上げました集荷円滑対策につきましては22年度は実施されないということでご答弁申し上げます。

それから、あと米の輸入自由化に関係してミニマムアクセス米の関係でございますけれども、これにつきましては国のほうでも新しい横流しがされないような形できちんと法的に今措置をされてございますので、この辺の米の主食用米への流入ということがないということととらえているところでございますし、それから6次産業の関係につきましては一応生産者がみずから事業計画をつくって提出するわけでございますけれども、当然地元における砂川市を初め農業改良普及センターとか農協、砂川農協さんとか、いろいろな農業関係団体が入っている協議会の中で側面的な支援ということでハード的な直売所の施設を建てるとか、それからいろいろ機械の導入だとかという経過がございましたら、国のほうでは改めて6次産業化では138億円の予算措置をされてございますので、この事業の配分を受けるには国の大臣の認定が必要になってくるわけでございますので、これらの認定にいただくためにはやはり行政的な協議会の中で許可されるような形で生産者の方と協議をして、行ってまいりたいと考えてございます。

それから、あとこれらの行政が積極的な取り組みということでございますけれども、前段で申し上げたとおり農業関係団体ともども生産者の方と何とか新しいこの産業の創設に向かって国の助成をいたくなり、大臣認定をいただくためにはいろいろな書類をつくったり、検討、協議していかなければならない案件もございますので、十分この辺の情報を収集しながら生産者ともども二人三脚の体制でもって事業の展開を行っていきたいということ考えてございます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 子育て支援というご質問でございますけれども、例えば合計特殊出生率ということでお話がありました。私どものほうも状況をちょっとお話しさせていただきます。全国では、先ほど議員おっしゃったとおり、そういった状況にあります。平成15年では1.29、平成17年では1.26、そして平成19年では1.35ということであります。砂川市の状況であります、砂川市におきましては平成18年が1.42で、平成19年が1.35ということで、まさしく平成19年については国の全国平均と同じになったという状況でありますけれども、いずれにしてもこの辺の数値につきましては、人口の総体的な減少というところもありますので、多い、少ない、いろいろ議論はあるかもしれませんが、ほぼ横ばいの状態にあるのかなというふうには考えております。

また、市民の保護者を対象といたしました子育てしやすい職場づくりということでは前回、5年前のアンケート調査よりも今回のほうがはるかに希望する方が多いということは、これは男性も含めまして、やはり就労するという機会がふえているのかなと。それは臨時、パート、嘱託等も含めてですけれども、そういう意味では特に女性のそういった就労、そういうことからやっぱり子育てしやすい職場づくりという希望が、要望が多かったのかなというふうに思っていますけれども、これにつきましても国のほうでは今回のビジョンにおきまして、男性も女性も仕事と生活が調和する社会、ワークライフバランスということで、これを4本柱の一つに掲げまして、長時間労働の制限でありますとか、年次有給休暇の促進というようなことで、取得促進ということで、国もいろんな施策でもって法律に当然絡んでくることもあるのでしょうかけれども、この辺は国においても支援をしていくという状況でございます。

また、お話の中に商店街、空き店舗のそういった子育ての活用ということも、これも確かに国のビジョンを見ますと、空き店舗の活用による子育て支援ということから49カ所から100カ所ということで、全国で100カ所程度を26年度には目指すのだということからいけば、描いているイメージといたしましてはやはり都会中心に、どうしても通勤なんかの関係からいけばやはり中心市街地、そして駅に近い、そこに預けてお仕事をされて、また交通機関へ乗って中心街のかつての商店のところの活用されている預かり所、そういったところでお子さんを引き取ってというようなイメージかなと思いますけれども、確かに全国的には平成26年度には100カ所にしたいのだという目標でありますけれども、これにつきましても目標なのですけれども、私ども市町村に26年度の数値目標ということで意向の調査あった分については14項目でありまして、これについては具体的に空き店舗の活用とか、そういった意向調査はございませんでした。したがって、国が政策として全国的に展開するという上では、国としては空き店舗の活用が必要だろうというようなこともございますから、これについても砂川市は関係ないというのではなくて、やっぱりそういうことも今の子育てのニーズなのだなというふうに把握しております。そこで

求められました数値目標の14項目の中では、今後砂川市においてはどうなのだという中では休日保育、これについては日曜、祝日の保育、これについて26年度までに実施をしていくのだと、もう一つは昨日のお話にありましたファミリーサポートセンター事業、これらについても取り組んでいくのだということで、これらを14項目の中では新たな事業として報告し、それに向けて砂川市としても計画に盛り込んで取り組んでいこうという状況でございます。そういった中では、総体的に今後砂川市としてやはり子育て支援に十分取り組む必要があるよというふうなご指摘であります。これについては、従前も取り組んでまいりましたやはり保育環境の整備ということからいけば、保育所の改築等あるいは統合による改築なんかも行いまして、環境の整備に努めてまいりました。また、子育て支援センター、これについても新たに開設をしたり、お話ありました学童保育事業についても充実をしてきたというようなことで取り組んでまいりました。ただ、きのうお話ありましたけれども、やはり新たなやっぱり潜在的なニーズにこたえていかなければならないということも十分考えておりますので、その辺はまた今後の計画の中でこの計画にのっとった、明記した事業を基本に、着実に実行しながら、また社会情勢も当然変わると思います。また、国の方針も重点的に前倒しというようなこともあるかもしれません。そんなことを踏まえまして、今後とも子育て支援に対してはあらゆる情報をもとに着実に実行してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、もう時間がありませんから終わりますけれども、農業の問題については国の施策が中心なので、先ほど言いましたように新政権に対して期待される点はたくさんあるのだけれども、同時に不安な面がたくさんあります。部長答弁ありましたようにこしはモデル事業だということですから、ぜひこのモデル事業を行う中で、砂川市の農家にとってやっぱり有利になるように、不利にならないようなやっぱり要望をまとめてどんどん上げていかないと、国はわからぬと思うのです。特に砂川のように野菜、タマネギとか野菜とか中心にやっているところは、非常に先ほど言ったようにカロリーがないからって助成対象から少なくされるというのでは困るのです。野菜も重要な食料の中身でもありますから、麦や大豆だけが主要作物や戦略作物ではないと思うのです。やっぱり地域の農業の実態を踏まえて、その施策をとっていただけるように強く要請していただきたいということが1点です。

それから、少子化対策と地域子育て支援対策ですけれども、きのうも市長の施政方針演説ありましたように砂川市の市立病院が新たにこし開院されて、そして病院には小児科も産婦人科も設置されると、そういう面では砂川市は非常に子供たちを産み育てる条件は整うのですけれども、それだけではやっぱりだめなのです。だから、それに付随して本当に今若い人たちが安心して子育てができるように、特に今両親が働くという状況の中では職場環境や子供たちをしっかりと預かる、あるいはきのうの話を見ても一時的に預かるとい

う、保育も大事ですけれども、一時的に預かることも含めて、やっぱり子供たちが安心できる体制をとっていくということも必要なことですので、ぜひ国の子ども・子育てビジョンは新たな方向づけもしていますので、この砂川市でつくられた計画、次世代の計画の中にも生かされて、より一層充実させていただきたいということを要望いたしまして、時間ですので、質問を終わります。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○副議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、大きく2点について一般質問を始めます。

まずは第1点、新病院で目指す医療についてお伺いをいたします。平成22年10月新本館の開院を目指す市立病院の小熊院長は、新病院で目指す医療を公表され、患者、市民、病院職員に意見を求められています。そこで、以下についてお伺いをいたします。

まず、1点目は、院長は市立病院が扱うべき疾病領域は機能分化、医療連携の観点からいうと2次から3次の急性期、救命救急疾患であり、質の高いがん診療、周産期医療、精神科医療などの専門的医療であると考えられていますとされています。また、院長は、国は砂川市立病院のような立場の病院には外来を制限し、急性期高度専門入院医療に特化するよう求めており、さきの診療報酬改定でも勤務医の負担軽減、外来制限などを医療費算定の条件としているとも話されています。

まず、第1点目では、ここで言われているいわゆる外来制限とはどのような意味なのかをお伺いいたします。

2点目では、急性期高度専門入院医療とは、もう少し入院させてほしいと願う患者の希望もかなわない病院になるのかをお伺いいたします。

新病院で目指す医療についての2点目は、同じく小熊院長は職員一人一人がモチベーションを失わず、バーンアウトをせず、このバーンアウトというのは多分職員が燃え尽きないようにということだと思いますけれども、バーンアウトせずに確実に今後も使命を果たすには、また歯車が狂って赤字経営に陥るのを防止するには、地方公営企業法一部適用の現状から新たな経営体制へ脱皮することも必要ではないかと考えていますと書かれていますが、この新たな経営体制とはどのような体制を考えているのかをお伺いをいたします。

3点目としては、南館に設置される予定の24時間対応院内保育所の具体的内容についてお伺いします。

病院について最後の4点目です。南館に設置される予定の健診センターの具体的内容についてをお伺いをいたします。

大きな2点目といたしましては、スマートインターチェンジについてであります。新政策により高速道路の無料化が打ち出され、砂川市を通過する道央自動車道、いわゆる道央道ですけれども、岩見沢以北の無料化が決定しました。私は、以前からハイウエーオアシスから一般道への車の出入り、スマートインターともいいますけれども、車の出入りは砂川市にとって重要であると言ってきました。今後岩見沢以北が無料化となれば、高速道路の利用はますます増加すると考えられます。一方、心配するのは無料化によって高速道路がバイパス化することです。これまで国道12号線沿いに商業展開してきた砂川市だけに大きな影響が予想されます。したがって、ハイウエーオアシスからの車の出入りは以前にも増して重要な施策になったと思っています。以下についてお伺いをいたします。

まず、1点目は高速道路無料化とスマートインターチェンジ設置の関連についてを伺います。

2点目に、現状のスマートインターチェンジ設置についての動きを伺います。

最後に、3点目、スマートインターチェンジ実現への可能性についてをお伺いいたします。

以上です。

○副議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1、新病院で目指す医療についての（1）の①、ここで言われている外来制限とはどのような意味なのかについてご答弁申し上げます。医療を取り巻く環境として現在は多種多様な介護、健康増進に関する情報はらんなどを背景に国民の医療、介護への要望は多様化し、さらに質の高度化が求められております。これらの背景をもとに、国は住民のニーズに合致する医療の提供を各医療機関に求め、さらには地域連携による医療体制整備を進めてきたところであります。しかしながら、現状においては医療機関相互における対応がおくれていることや、制度上医療機関の役割分担が明確にされていないため医療機関の機能分化が進んでいないことも問題として指摘されております。患者さんは日中、時間外、夜間、休日を問わず、身近な医療機関や必要に応じた専門の医療機関に受診します。こうした中で患者さんが大病院に集中し、大病院が本来の病院の機能を発揮できず、これによって勤務医に過度の負担がかかるといった問題がうたわれてきました。こうした中で国は、症状の安定した方々や疾病として診療所などでも対応できる方は大病院以外の診療所と連携し、そちらで通常は診断、診療していただくような外来制限の対応を進めてきたものであります。本来急性期の病院は、国の制度の中では高度な医療機器の整備や専門医の十分な配置による質の高い入院医療が24時間提供されるよう整備し、原則として入院治療が必要な場合にはかかりつけ医などからの紹介患者を受け入れる医療サービスの提供を求めています。当院のように地域の総合病院としては、実際には急性期以外の1次医療の患者さんすべての方々が受診されております。在宅医療や高度、特殊な技術を要しない医療については診療しないということ

ではなく、診療所などのかかりつけ医で対応、また急性期の後方支援などを療養型医療機関で対応していただき、それぞれの医療機関がその役割、機能を見据えた医療サービスの提供等を推進することができるよう患者さんのすみ分けをし、地域医療を提供していこうという意味での外来制限でありますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、(1)の②、急性期高度専門入院医療とは、もう少し入院させてほしいと願う患者の希望もかなわない病院になるのかについてご答弁申し上げます。今後の患者動向については、高度専門的な急性期医療を必要としない範囲に属する急性期の入院患者さんが急増することが予想されます。地域においては、急性期以降なお入院医療が必要となる患者さんや比較的軽度な急性期の患者さん、療養を要する患者さんに対応する機能を有する病院の重要性が今後より大きくなっていくと考えられ、医療機関の機能分化及び連携を進めていかなければなりません。先ほどもご説明いたしました、当院は急性期病院となっており、高度専門的な入院医療を提供し、重度の急性期疾患に対応する機能を有する病院であります。しかし、患者さんからの要望等も踏まえた中で、現在20床の亜急性病床を有効に活用しているところであります。また、新病院では各フロアに男女4床ずつの亜急性期病床を設置し、本来担当すべき急性期専門医療を継続的に確保、実行した上で、できる限り患者さんの希望をかなえられるように考えてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、(2)、新たな経営体制についてのご質問についてであります。平成20年に示されました公立病院改革ガイドラインで経営形態の見直しとして地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者、民間譲渡についての検討が必要とされております。現在当院は、地方公営企業法の財務規定等が適用される地方公営企業法の一部適用で行っており、公営企業法の独立採算制を原則として運営しております。しかし、公立病院は救急医療、小児、周産期医療など地域医療の安定的な確保が求められており、不採算部門が経営に影響することが考えられるため、地方公営企業法第17条の2に基づき、一般会計から繰り入れがされているところであります。そこで、経営体制はどのように考えているのかというご質問であります。新たな経営体制として想定されるのは財務規定などの一部適用のみならず、人事、予算、契約の締結などの権限が付与される事業管理者を設置し、事業管理者が権限をはっきりすることにより企業として独立性が高まり、効率的な企業経営が可能である地方公営企業法の全部適用と、人事、財務に関して地方公営企業以上の権限が理事長に与えられ、診療時間や院内組織などの自立的、弾力的な運営が可能となるなど法人として独立するため責任範囲が明確になる地方独立行政法人であります。いずれにしましても、これらの経営形態についてはそれぞれにメリット、デメリットがあります。また、自治体の一部門としての医療という枠組みの中で政策医療という不採算の事業の実施と経営の効率化などを行いながら、健全経営で運営していくこと、運営していくという非常に難しい中での今後のあるべき当院の姿を見きわめていかなければならなく、新病院

開院後の経営状況の分析、またそれぞれの経営形態に移行した事例などを検証し、今後の経営形態を決めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)、南館に設置される予定の24時間対応院内保育所の具体的内容についてご答弁申し上げます。院内保育所の設置目的は、医療従事者の確保であります。国、厚生労働省においては、女性医師バンクの体制の充実を図るとともに、院内保育所のさらなる充実等により女性医師、看護職員などの離職防止及び再就業の促進を図るとされております。特に医師国家試験の合格者に占める女性の割合が約3分の1となっている中、女性医師が出産や育児といったライフステージに対応して診療を継続できるようにすることが今後十分な医療を確保する上で重要な課題とされているところであります。また、看護師確保対策が重要となっている中で、院内保育所は看護師確保の有効な手段の一つであります。特に高度専門医療への対応を初め、看護配置基準や多様化する患者ニーズなどに対応していくためには、看護師の充足は今後とも不可欠であります。こうした背景のもと基本計画、基本設計段階から南館に院内保育所を設置していく計画としたところであります。院内保育所の基本的な考え方としては、まず保育施設の種類は認可外保育施設としていく考えであります。認可外保育施設は都道府県知事の許可は必要とされず、保育料は各保育施設で決定できるものであります。運営方式については、道内の公立病院などにおける院内保育所の運営状況を勘案し、外部委託方式を基本に考えており、保育形態は病院の勤務形態及び平成18年度に実施した院内アンケート調査結果を踏まえ、24時間を基本としつつも、病院経営に与える影響も十分勘案しながら、保育料の設定なども含めまして、今後において具体的に検討していく予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(4)、南館に設置される予定の健診センターの具体的内容についてご答弁申し上げます。健診には大きく2つの目的があり、1つは病気の早期発見、早期治療につなげることで、もう一つは健診結果をもとにし、病気にならない生活習慣をつくることであります。病気発見につながる検査は胸部、胃部のレントゲン撮影、心電図、眼底検査、各種がん検診も当てはまり、生活習慣とのかかわりを見る検査には肝機能、糖代謝などの血液検査のほか血圧測定などが挙げられます。糖尿病や高脂血症を初めとした生活習慣病は、初期の自覚症状がない場合でも健診によって体の注意信号をチェックすることで、症状が出る前に治療を行ったり、規則正しい食生活や運動を続けることで病気に対処することが可能となります。また、がん検診では要精検の結果が出た場合、早目に精密検査を受けることで早期発見、治療を行い、早期回復につながることもなります。このようなことから現在当院では企業の定期健康診断、労働安全衛生法で定められた健康診断、全国健康保険協会の加入者を対象とした生活習慣病予防健診のほか個人及び事業所の方を対象とした人間ドックを実施しております。また、このほか平成20年度より40歳から74歳までの方を対象に糖尿病、メタボリックシンドロームなどの特定健診も行っております。また、人間ドック時にオプション検査として子宮がん、乳がん、前立腺がんの検診につきまして

も実施しており、地域がん診療連携拠点病院としての役割を果たしているところであり、4月からは脳梗塞など寝たきりに陥る原因の第1位である脳の病気を早期に発見するため脳ドックを開始することとなっております。このような中新病院における健診センターにおきましては南館1階のアクセスのよい場所に設置となり、専用出入り口を設けた利便性に配慮したつくりとなりますが、ペットCT健診を行う場合は別途新本館で行うこととなります。今後も受診者ニーズにこたえた健診項目の設定、結果説明及び健康相談、指導を実施するとともに、継続的な受診体制の確立、精密検査の強化及び各種健診のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから大きな2のスマートインターチェンジについての（1）の高速道路無料化とスマートインターチェンジ設置の関連についてご答弁を申し上げます。高速道路無料化につきましては、衆議院議員選挙におけるマニフェストに基づき、実施されるものであり、平成22年度は社会実験として道央自動車道の岩見沢インターチェンジ以北などが無料化の対象路線とされたところでありますが、これまで実施されております割引制度の実施により通行量は増加している状況にありますので、今回の無料化によりこれまで以上に通行量が増加するものと考えているところであります。無料化により利用者が国道から高速道路へシフトし、高速道路がバイパスとなるとの懸念もあるところでありますが、社会実験は全車種を対象とすることから、砂川市を通行する多くの方々を迎え入れるためにも、また市民、企業の利便性の向上のためにも高速道路からの出入り口の設置の必要性が明らかになるものと考えているところであります。今後全面的に無料化が実現した場合、料金徴収施設は不要となることで、スマートインターチェンジという考え方がどのようになるのかを見きわめなければならないものであります。料金徴収施設が不要であれば、ハイウエーオアシスと市道との連結が容易になると考えられ、またスマートインターチェンジを設置した場合、利用台数が少なく、料金徴収施設などの維持管理経費の負担が懸念されていた部分も解消されるのではないかと考えられるところであります。さらに、ハイウエーオアシスにおいてUターンするための施設も不要となるものであります。上り線で料金徴収のためハイウエーオアシスの利用者をチェックする機器の更新が課題であることから、Uターンを廃止して、駐車場の上下分離を検討するとされていた状況も解消されるものと考えているところであります。無料化の今後の動向がスマートインターチェンジあるいは高速道路の出入り口の設置に向け、大きな影響を与えるものであります。

次に、（2）の現状のスマートインターチェンジ設置についての動きについてですが、スマートインターチェンジの設置につきましては平成16年から社会実験として取り組みが始められたものでありますが、平成21年2月にスマートインターチェンジ、高速道路利用増進事業制度実施要綱が制定され、社会実験は廃止となり、新たに広域的な検

討、高速道路利便増進事業への位置づけが必要となったところであります。国土交通省から示された方針では、将来的に高速道路の平均インターチェンジの間隔を欧米並みの約5キロメートルにすることを念頭に人口、産業等が集積する平地部、また高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等への整備に重点を置くとしております。現在新たに必要となりました事業手続である広域的検討について北海道開発局、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道、札幌市の4者で構成する広域検討会が設立され、平成21年9月25日に第1回検討会議が開催されております。検討の概要は、道内有料区間の各インターチェンジ間について整備目標である人口、産業等が集積する平坦部を有する区間、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村を有する区間であるのか、またその要件である既設インターチェンジや周辺道路の完全かつ円滑な交通の確保、インターチェンジアkses時間の改善、災害のおそれのある一般道路の区間の代替、地域活性化施策の支援となるのかなど6項目に着目して客観的に評価を実施し、本年度末までに検討結果を取りまとめる予定とされておりますので、この検討結果により次のステップへ進んでまいりたいと考えております。

次に、(3)のスマートインターチェンジ実現への可能性についてであります。札幌開発建設部、北海道、東日本高速道路株式会社に対しましては、スマートインターチェンジの設置に向けた意思表示を行い、札幌開発局、北海道の理解は得ているところであり、通行量の違いにより輪厚パーキングエリアが先行して設置されたところではあります。次は砂川サービスエリアであるとも考えられております。今後は、広域的な検討の結果を受け、手続に沿って設置に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、無料化の動向が大きな影響を与えるものでありますので、この点を注視しながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 東 英男君 黒 弘議員。

○黒 弘議員 ここに持っているのが小熊院長が今回公表された新病院で目指す医療という結構長い文章になっていますし、なかなか難しい言葉がいっぱい出てきているのもあるのですけれども、私は新病院を目指す医療というの公表されて以来、市民の皆さんからいろいろ心配を聞かされているのです。というのは、先ほどの話の中でも外来の制限という言葉、これ普通に聞きますと、先ほどの事務局長がおっしゃったような感じにはとらえられないというか、同じようなこと言っていたかもしれないのですけれども、つまり例えば風邪ちょっと引いたなと思ったぐらいでは、今まで市立病院信頼して行っただけけれども、これからはそういうことはできないのかとか、風邪引きさんぐらいでは市立病院の敷居は高くなってしまおうのかというような心配も結構聞かれます。この辺の心配というのは意外と大きくて、これからは市立病院、やっぱり市民に愛される、市民に身近な病院でありつつも、高度医療、あるいは地域のセンター病院という難しい役割を両方担っていかなければいけないのだろうなというふうにも思うのです。そんな中で小熊院長がこの

ような宣言、これからうちの病院はこういうふうに目指すのだと宣言されたようなものもあるので、こういうちょっととりようによっては誤解されるようなことというのは、よっぽど慎重に発信をしていかなければならないのではないかなというふうに思うのです。当然私も外来の患者さんが何でもかんでも押し寄せていったら……今ですらですよ。今ですら予約をしても軽く2時間、3時間待たされるような市立病院ですから、もっとひどくなってしまうのかどうかという、この辺のところは今後どうなっていくのかということなのです。もしも皆さんが、いや、このぐらいだったら、まず一回近くのお医者さんのところに行って、まちのお医者さんに行って、ちょっと診察を試みよう、それで検査ちょっとしてもらって、紹介状でも書いてもらって、市立病院にというふうに、これうまくいってもらえればいいのですけれども、そうやっていったときに、2回目の質問すぐいきますけれども、今みたいに予約をしても、それこそ9時、10時で予約入っても、下手したらお昼過ぎても、車いすの人でも待っているような状態今あるのです。そういうことって解消されるのかどうかなのですけれども、もし解消されるのであれば、やっぱり皆さん一回ちょっとまちのお医者さんに行ってみてくださいということは僕も言えます。それぐらいのことにこの新しい病院は変わっていけるのかどうかということを端的にお伺いします。

それから、ここで2点目でもう少し入院させてほしいと願う患者の希望もかなわない病院になるのか、ちょっと刺激的な質問をしてしまったのですけれども、この声も実は今も、今も本当に多く聞こえるのです。確かに急性期で高度医療の病院を目指していくのだから、診療日数、入院の日数が12日か13日を過ぎると、診療報酬がぐっと下がることも僕も知っていますが、そこまでいかない間に、例えば5日、6日の段階でも、もうこれは治りましたから自宅に帰ってくださいとはっきりと言うお医者さんもいるようです。ところが、今はお年寄りの方々がとっても多くなっていますので、例えばええっと、傷もうちょっと治ってから家に帰ってもらわなかったら、私一人でこの人見れるだろうかとかということというのはいっぱいあるのです。本当にいっぱいあるのです。病院のベッドも最近では余り込み合っているような状況もないし、ここのところというのは何かうまくいかないのかなというふうに思っているのですけれども、院長先生のこの話でいくと、やっぱりこの病院は高度医療、救命救急、そういうものに特化していくのだということになると、なかなかそういうことにもならないのかなというふうにも、これも多く寄せられる心配なのですけれども、これを何とか私を通じて、この質問を通じて私を安心させてもらえるようなご答弁をいただければなというふうに思っているのですけれども、どこまで私たちはどう理解をして、どう市立病院の今後を、どういう病院像なのだということをやっぴりはっきり示していただきながら、心配なことは心配として受け入れられる程度のもなのか、そうではないのかということをごどこかでやっぱり発信してほしいのです。そうならないと、市民に愛される市立病院からどんどん遠のいていってしまうのではないかなと

いうふうな心配もあるものですから、そこもう少しお聞かせをいただければと思います。

それから、2点目の経営の体制ということについて言えば、とっても大きなことを院長は言っているんじゃないですか。このまんまでいくと職員一人一人のモチベーション、つまりやる気が失われて燃え尽きてしまうかもしれない、そのことは歯車が狂って赤字経営に陥るのかもしれないというようなことまで、これ逆に読むとそういうふうには言っていないんです。では、病院は一体どういうふうになれば、そういうふうにならないのかということを行っているのかといえば、先ほど事務局長が答弁された、これもちょっと難しい言葉ですけども、地方公営企業法の今は一部適用なのを全部適用にするのだとか、あるいは地方独立行政法人化にするのだということをお熊院長は求められているのかなというふうに思っています、私は。もしそうなることによって職員の一人一人のやる気が増して、赤字の経営にならなくて、しかも職員が燃え尽きないのだとすれば、僕はぜひそうやってほしいなというふうに思います。仮に今一部適用から全部適用になるのがどう違うのかと、本当は2回目で事務局長に答えてもらえばいいのかもしれませんが、私が言います。一番大きな問題、一番大きな違いは、今の状態だったらこの市立病院の経営、最大の経営責任者はここにいらっしゃる菊谷市長です。ところが、今度ももしも全部適用になったときは、一番のトップは、管理責任者は事業管理者という人が置かれるということでしょう。つまりその方が一番の責任者になる、今は菊谷市長が一番の責任者、ここが一番大きな違いだとまず思うのですけれども、もう一つの違いは職員の給与のことを私は取り上げていきたいと思うのですけれども、職員の給与がどう違うかといいますと、今は地方公共団体、つまりこの自治体の条例によっていろいろ決まっているわけです。ところが、今度全部適用になると、この病院独自の給料表というのを設定できるわけです。それはどういうことかという、本当に簡単に言ってしまったら、病院がもうかったら皆さん給料上げていいですよと、でもそのかわり病院が赤字で苦しになったら自分たちの給料下げなさいという話です。いいのではないですか、これ。そうやってもらっていいかなと私は思っているのですけれども、ただここで小熊院長は、私たち議員と、それから理事者は、市長を初め副市長も、その理事者の皆様方にこの点を理解していただいて、ご協議をいただきたいというお話をされているのです。病院の院長先生は今のまんまでなくて違う形に持っていきたいと考えていらっしゃる、今現状の一番の責任者は菊谷市長なので、このことについて市長はどういうふうにお考えになっているのか、小熊院長のこの問いかけについて市長はどういうふうにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

続いて、24時間の対応型の院内保育所ですけども、大分詳しい内容がわかってきました。認可外の保育所にして外部委託をすると、基本的には24時間面倒を見ようというふうに言われたと思いますけれども、これ病院というのは今まで同じ市の職員の人たちが、看護師さんといえどもお医者さんといえども市の職員でしたから、普通の皆さんと一緒に市の保育所に行っていたわけです。ところが、今度はそれを病院の中で保育所をつくらう

という形になっていくわけなのですけれども、ではこれ市の保育事業との関係って一体どうなるのだ。例えば同じ市の職員であっても、この院内の保育所をただでやるのかお金取るのかわかりませんけれども、看護師さんはただで子供面倒見てもらうわ、ほかの市の職員はちゃんと一般にお金を払うわとかという、いろいろな問題が出てくるのだろうと思うのです。それであっても女の、いや、女性の先生、お医者さんや看護師さんを確保するためにはこういう形が必要なのだというのなら確かにそうかもしれないのですけれども、では本当に24時間あけているような保育所が本当に必要なのかどうかです。あるいは、これ何歳まで預かるのだろうということとか、いろいろなことってやっぱり考えていかなければいけないと思うのです。例えば子供が夜中にほかのところに、お父さんやおばあちゃん、おじいちゃんに見てもらうのではなくて、病院の中の保育所に来る姿って本当に幸せな姿なのかなと、僕は勝手にそうも思ってしまいますのですけれども、私たちが視察に行ってきた病院の中では院内保育所があって、そこではきちっと開所、院内保育所が開かれるのは午前8時半から午後5時半までと、こう決めてあるところがありました。しかも、院内保育所で預けるのは3歳まで、そこから上は普通の市の保育所に行ってもらいますという取り決めをしている院内保育所もありました。先ほど事務局長がおっしゃったようにこれからもっと具体的なことは詰めていかれるのだろうと思うのですけれども、ここのところは病院だけの問題として僕は保育所のことを考えるのではなくて、市全体の保育事業ということもあわせて考えてぜひいただきたいというふうにも思っておりますので、お答えがあれば答弁いただければと思います。

南館の健診センターは、今の健診センターのことをちょっとお話ししていくのではなくて、ここにおもしろいチラシがあるのですけれども、ペットCTがん検診ツアーというのがあるのです。今回は南館で健診センターがきちっと充実するのとあわせて、それからペットCTというまだこの辺では全然持っていない、すばらしいがんの検査をする器械が導入されるのですけれども、実はこれは都会ではなかなか検査を受けようにも高いし、予約の方々がいっぱい受けられないペットCTというがん検診なのだそうです。帯広では、これをうまく利用して、がん検診のツアーというのを旅行会社と合わせてやっているのです。何とこのツアーを利用している人たちは道外客で月20人もいるそうで、健診利用者の1割も占めて、機材の稼働率の向上に寄与しているという、こういうこともあります。やっぱりいろんな形でこの病院が注目され、あるいはいろんな方々にいろんな利用の方法をされるということはいいことではないかなというふうに思いますので、今回市立病院のペットのこの器械はこういうことにも利用できるぐらいな状況なのかどうか、それとも検査だけで、そんなによその、道外のお客さんの健診なんか引き受けられるような状況ではないのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、インターチェンジのことになるのですけれども、総務部長のお答えは非常に前向きなお答えとちょっと後ろ向きなお答えが同居しております、どうなるのかなという

のがちょっとわからなかったのですけれども、まず前向きな関係としてだけ僕は取り上げたいのですけれども、1点目の質問にお答えになられて、今後は料金徴収システムが不要になるし、今までネックであった維持管理の問題もなくなる、そしてUターンの設備についてもいろいろ言われてもきたりもしていましたけれども、この辺も解消されるだろうと。ということは、何ら支障はありませんね、もう。心配なことは何にもない。前も市長は私の質問に答えられて、いやいや、お金の問題ではないのだと、お金のことは大丈夫なのだ、つまり取りつけ道路は財政的にはできるのだとおっしゃられました。だけれども、開建とか道とか道路公団とか……道路公団といいませんね。何ですか。今の民間会社の費用対効果というのですか、そういうことがいろいろとネックになるのだ。僕は千載一遇のチャンスが訪れたと思うのですけれども、これこの時期でやれなければ、一生この砂川市ではあそこから出入りをするのができないだろうと思うぐらいの今は時期だと思っているのですけれども、またそういうふうにしなないとまさに高速道路がバイパス化をしまして、国道12号線沿いに商店が並んでいるうちの砂川市はどんどん衰退していくのではないかとこのふうにも思います。これ一つの大きな例として、奈井江の道の駅の利用客なのです。僕ちょっと調べたのですけれども、自民党政権のときに土曜、日曜1,000円のサービス、高速道路のサービスをやって、利用客ががた落ちになったそうなのです。その中の商店ちょっと廃業してというか、やめてしまったということがあるのですけれども、それぐらいのやっぱり大きな影響が出ると思います。でも、この道央道、いや、もっと言ってもいいかもしれません。北海道全域の高速道路の、有料の高速道路の中で、しかも市と名がつく、高速道路が通過していく市と名がつくところで、インターチェンジがないのは我がまちだけだと思います。砂川市だけだと思います。三笠市だってありますし、もちろん美唄市もありますしというふうに考えていったら、何で砂川市と名がつくうちのまちだけ高速道路から出入りがすることができないのだろうというふうに私はとても不思議でたまりません。いろいろな今までの壁は私はもう取り払われたと思うので、ぜひインターチェンジは……インターチェンジともう言えないのです。あそこから車が入り出ることができる、このことだけはやっていただけないものかというふうに思います。

以上ですけれども。

○副議長 東 英男君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 小熊院長のほうからまだ一部適用の公営企業法の関係について全部適用、あるいは独立独歩の法人格をという話は、まだ正式に話をされていないのです。私50年以上前に市の職員であったのですけれども、そのときの担当は統計であったのです。もし間違いだったら、お教えいただきたいのですけれども、その当時はたしか公営企業法の適用ではなかったと思うのです。ということは、一般会計で実はしておりまして、ところが一般会計でやるということは、それぞれ企業の独自性がないと、経営者は一体だれなのだろう、こういうようなことで、もっと民間的な要素を含まなければ、各

地方自治体にある企業会計というものを考え直さなければならないのではないかとということで、それ以後たしか一般会計から独立をして公営企業法にいったと。ただ、それも全部適用ということではないと、やっぱり除外規定で、自治法の除外規定がありますから。したがって、今思うと、これ本当に全部適用なりをすることが本当にいいのだろうかというふうに僕は今率直に思っています。ただ、私今北海道、道立病院の経営企業委員会なんかありまして、私その委員の一人だったのですけれども、盛んにやはり独立法人をもって病院経営をしないと責任が明らかでない。したがって、これらはやはりそういう時代でないのだろうか。だから、札幌医大にしても、北大にしてもそういう方向にしていかなければならないということで今おおむねはそうなっているわけです。

ただ、私は今病院を建設をして200億の事業をしているわけですが、これから七、八年は相当な赤字を抱えるであろうと。そういう中で本当に全部適用して病院が独立採算制でやり切れるのだろうかという、私なかなか難しいのではないだろうかかと率直に思います。ですから、これから院長はどういうお気持ちの中で、今のはやりの状況の中でやらなければならないと責任を持っておやりになっているのだろうかというふうに思いますけれども、私はいかがかなと思うのです。私は議員のときにお話し申し上げて、決して自慢ではありませんけれども、例えば病院の高等看護学院を一つつくるにしても、これは病院のためにつくるのではないと、あくまでも市長の政策で看護学院というものはつくるというふうになりますと、これは病院独自ですべてのお金をつくるべきなのかということで僕論議をしたことある。したがって、当時は、論議的な話では、例えば起債を借りた起債の償還の半分は一般会計で見るのだよ、あるいは看護婦さんの寄宿についても病院ですべて見るのではなくて、少なくとも市長がいいと言っているのではないかと、そのことは看護婦さんが砂川に来てくれるためにいいのだということであれば寄宿という制度をやっぱりして、やはり下宿代といいますか、そういうもの幾らか安くするという方法もあるぞということで私話した経過あるのです。

今私は率直に言って、独立採算制のあるようなことでいましばらくいくことは、私は病院の経営にはプラスでないと思っております。ただ、これも院長は管理職だと、これは別に院長が管理職ということじゃなくて、どなたでも市長が指名すればいいわけでありまして、例えばこれも管理職の、例えば人口10万以上の自治体においてはそういう管理制度置いて下水道でも水道でもいいよということ法的にはあるのですけれども、これは今現状では小熊院長が管理監督する管理職という立場で、いわば市長に倣ってやるわけですが、またそうなると市長の権限、都合というものはいかない。私は、院長どういうふうに考えるかこれから詰めなければならないけれども、私は当分は一部適用の公営企業法の適用のほうが病院にはいいのではないかな。決して今の職員が一部事務組合だからどうだとか、全部適用だから仕事をするとか、僕はそんな今職員ではなくて、我々常に言っているのは、今まさに箱物は変わったけれども、中身が変わらなければ何にも意味がないのだぞと。だ

から、一緒になって苦労しよう。何とか今言ったように市民債まで発行するという事は……僕は副市長に言った、これは触れ合い起債にしたらどうだと。市民が触れ合いながら、何とかこの病院を健全な病院にするのだという名称、通称をつくったらどうだということ今言っているわけですが、そういう意味で僕はあの小熊院長が燃焼と言っていることはちょっとわかりませんが、私は今精いっぱい全力を傾注して、市からも職員を何人か派遣といいたいまいしょうか、そういう形で今やっているのを私は今一部事務組合を全部適用とはいかぬかなと。どうしてもこれ院長やりたいということであれば、真剣に考えなければならぬけれども、私は極端に言えば、今はやるべきでないというふうに私は思っています。

○副議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 何点かご質問ありましたので、それぞれご答弁申し上げます。

まず、外来制限の関係でありますけれども、ここで、これにつきましてはかかりつけ医と連携を強化して体制を整備するということでもありますので、決して診ないということではなく、ご理解願いたいと思います。ただ、この中でもちょっと指摘もありましたけれども、予約の体制についてもいろいろと問題もあるというようなお話も伺いました。これについても今現在のところいろんな、過去においていろんな時間が長いとか、そういう問題もありましたので、だからあとこれについては院内の委員会を立ち上げて、その中で今待ち時間の実態や、それから対処法について今協議進めております。ただ、予約については決められた時間の中に数多く予約することが果たしているのかどうか、実態としてはそれは望ましいのかどうか、それからもう一つは外来受診時に検査実施をやる時間を改めてつくるなど、それから診療時間の開始時間なども含めて今検討していることでございますので、そういう意味では患者さんにサービスの強化という面で再度これについては今検討している最中でございます。

それから、入院関係でございます。もう少し入院させてほしいということに対しては、これについては急性期医療に特化しつつも、再三いろんな場面でお話ししておりますけれども、現在20床、亜急性病床20床確保しております。この稼働率も約90%前後となっております。さらに、新館についても、新しい病院につきましてもそれぞれの各フロアに4床程度を確保しようということで考えておりますので、期待する急性期といえども、中間的に療養型へ移行する間の中間的な入院を要する亜急性期病棟の付加を考えていきたいというように考えております。

それから、24時間対応院内保育所ということで、現在これについても先ほどの1回目の答弁でも申し上げましたけれども、ある程度概略をここでご説明させていただきました。ただ、これについては南館の開所が、開始が23年11月ごろ予定しております。そういう関係もありますので、院内保育所の設置につきまして、開始については24年4月から

がいいのか、その時期がいいのかということも含めまして、これらの形態、それから定数、定員含めて、それから保育士、いろんな問題を抱えております。それから、運営委託についてもいろいろ考えていかなければならないということで、これについては今後も十分看護婦のアンケート、院内アンケートとりながら、また市の行政で行われている保育所の絡みもありますので、これについては十分検討していきたいというふうに考えております。

それから最後、4つ目でございます。健診センターの中で、ペットCTの活用ということで、健診ツアー的なことも一応ご提案いただきました。これについては、ペットCTの健診ツアーは旅行会社と提携してやっているということもお伺いしております。ただ、当院においては現時点は考えておりませんけれども、新病院開院後のペットCTの利用状況踏まえながら、今後お菓子のまちとしてのタイアップなど砂川市とのタイアップを含めまして、健診ツアーなどを行うことが有効かどうか研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 スマートインターチェンジの関係についてお答えをいたします。

まさに小黑議員の言うとおりに存じております。それで、高速道路の無料化は実証実験でございまして、本年の6月から来年の3月までということで、これがそのまま無料化で続くのか、続かないのかという問題も1点ございますけれども、このまま無料化でそのままいくということになれば、スマートインターという言葉は当然なくなりまして、単なる高速道路への出入り口、いわゆる取りつけ道路をつければそれで済むということで、料金所も要らないということで、その取りつけ道路につきましても社会資本整備交付金ということで補助が半分ほどございますし、またその道路の裏には過疎債が当たるということで、財源的に砂川市はその取りつけ道路で心配しているという問題はございません。また、砂川市の場合ですとサービスエリアとハイウエーオアシスがございまして、その道路が、連絡路がありますから、高速道路の側道からそのまま連絡路に取りつけられれば簡単にできると、こうなるかどうかはちょっと協議しないとわからないのですけれども、そういう問題もございまして、何とか無料化の動向を見きわめながら、この機会につけられればつけていきたいという考えを持っておりますので、理解をしていただきたいと思います。

○副議長 東 英男君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 時間がないので、ちょうど今市長がおっしゃった、これ次の一般会計の中でまた質問しようとは思っていたのですけれども、今回ミニ公募債というのが発行される。市長は、触れ合い債という名前がいいのではないかとおっしゃいました。まさにそうだと思うのです。僕は、もう少し小熊院長と菊谷市長が触れ合ってほしいと思うのです。さっきのことも院長はこのまんまでいくとお話だけでも、市長は、いや、もう少しこのまんまでやっていったほうがいいのではないかとということになっているわけで、ここに小熊院長いてくれれば僕の質問ももっと端的に答えてもらえたら、お二人の話も聞けた

のでしょうけれども、これはこれで本当に大事な今後のこの病院の経営のあり方ですから、ぜひお二人で話し合っていていただいて、一番いい方向を見つけていただければというふうに思うのですけれども、そういう点からいけば僕はまだまだ患者さんと市立病院、この新しい病院ができるということについての触れ合いができていないような気がするのです。どうしてもそう思うのです。ここを解決するのは、やっぱりこの市立病院はどういういい病院になって、どれだけのいい設備になって、どういう仕組みになっていくのだということをも市民の皆さんにちゃんと説明しなければだめなのです。今一度もやったことがないので、そのこと。これから皆さんに10万円単位で、ちょっと突っ込み過ぎてしまったけれども、お金を出してもらって何とか協力をいただきたいという事業もやると聞いていますので、そうだとすればこれからの市立病院どうなるのだと市民の皆さんにちゃんと説明しなかったら理解してもらえないし、触れ合いもしてもらえないのです。つまり患者さんもふえないのです。そういう意味からいっただらば、ぜひぜひ説明会なり、この新しい病院がどうなっていくかという説明をやってほしいです。これは絶対やってください。

それから、インターチェンジは、今の総務部長のお話だったらやりますよね。今年度中にやりましょう。だって、民主化の、民主党、いや、今の現政権は少なくとも以北、岩見沢以北無料化すると言っているのだから、もう総務部長のお答えのなしという話はありませんから、もう一回だけ確認します、あと3分ありますから。説明会をやるか、やらないか、それからインターチェンジは絶対やるかどうか、この2点。

○副議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 インターチェンジの関係なのですけれども、いわゆる今マニフェストの見直しということで、正式にはおりにきていないのですけれども、子ども手当2万6,000円、それから高速道路の無料化、大分アンケートでは非難を浴びていると、また国の財源もないということで、一部新聞報道ですけれども、高速道路の有料化を継続して、ただどこまで行っても上限制にしましょうという話も聞こえてきているものですから、やっぱり完全に無料化が続くかどうかを見きわめないと、国の対応も変わってくるところだけは理解していただきたいというふうに思います。

〔「無料化になったらやるのだよね」と呼ぶ者あり〕

はい。

○副議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 説明会の実施の有無につきましては、今後十分検討していきたいというふうに考えます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副議長 東 英男君 一般質問は、すべて終了しました。

◎散会宣告

○副議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 0時09分